



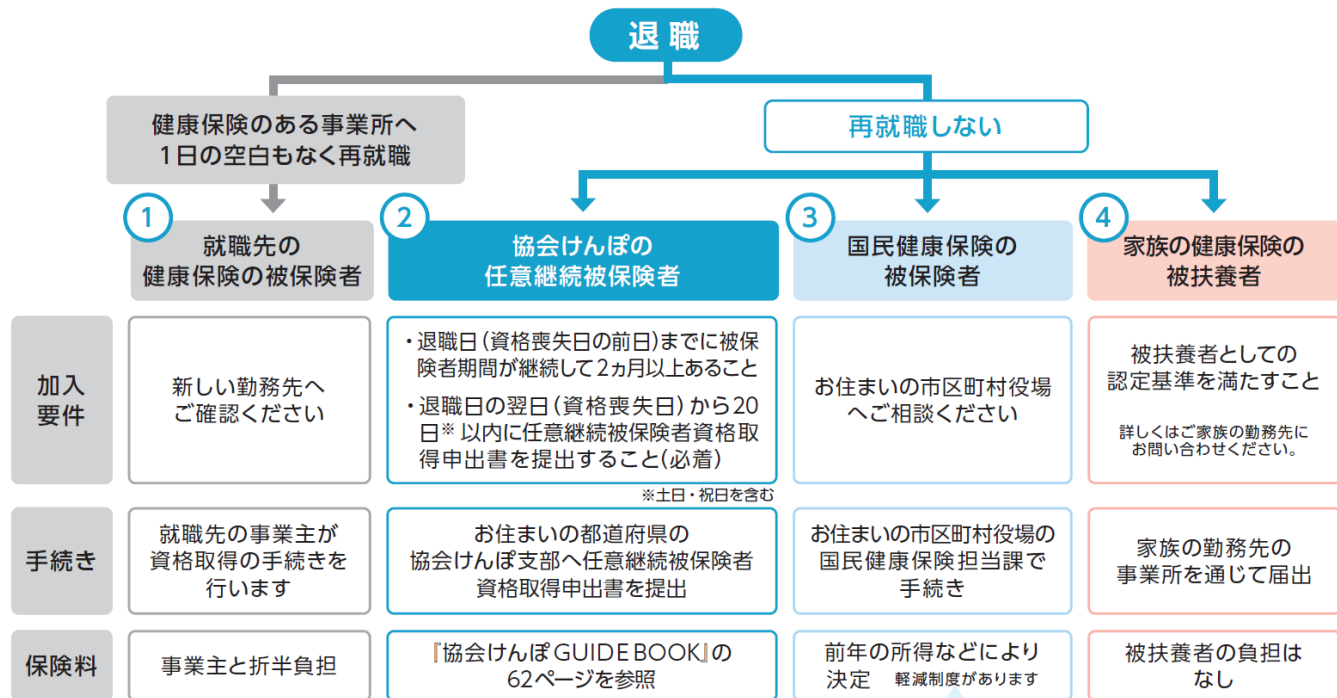
任意継続資格取得申出書

『協会けんぽGUIDEBOOK』61ページ参照

退職などで健康保険の資格がなくなった後も、要件を満たしていれば、申請することで引き続き健康保険に加入することができます。

退職後の健康保険への加入

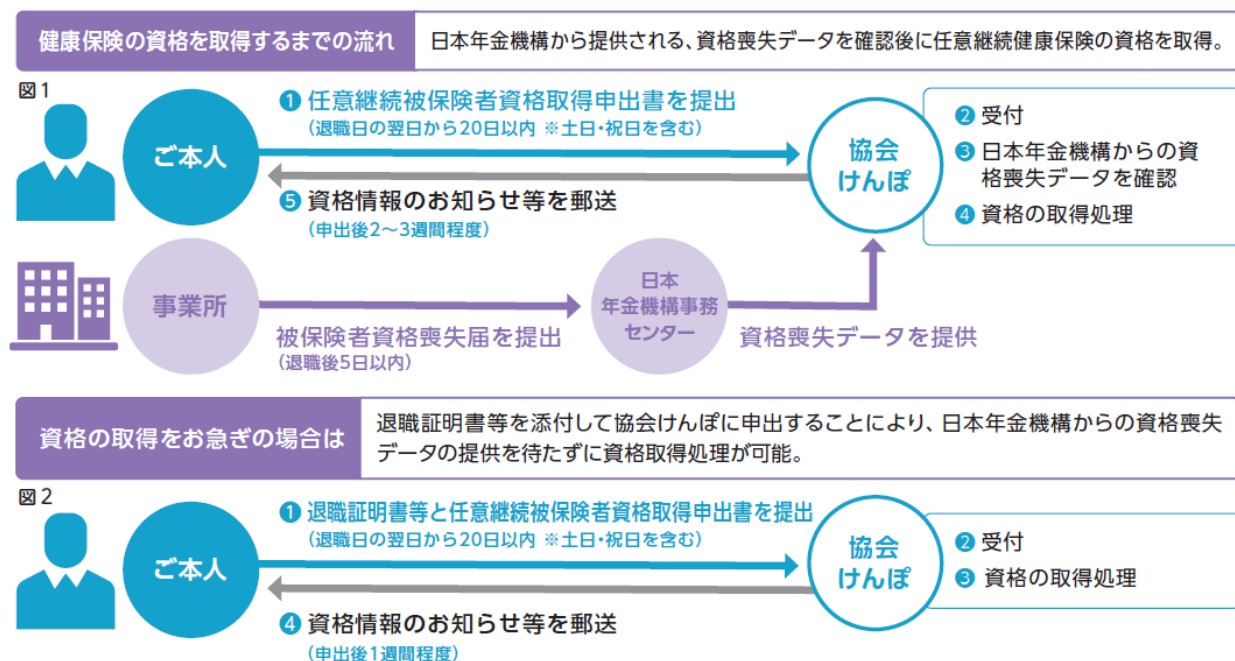
退職後はご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかの健康保険に加入手続きをする必要があります。



「特例対象被保険者」に対して国民健康保険料を軽減する制度があります

倒産・解雇などにより失業された方(特定受給資格者および特定理由離職者)には国民健康保険料の軽減制度があります。任意継続の保険料より安くなるケースがありますので、お住まいの市区町村役場へご確認ください。

任意継続の申請から健康保険の資格を取得するまでの流れ



※事業主が作成した退職証明書等と日本年金機構から提供される資格喪失データに相違がある場合は、後日任意継続の資格記録を修正します。修正後の資格情報のお知らせは送付されません。変更された資格情報のお知らせの発行を希望する場合は、「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

※退職証明書等の提出がない場合は、日本年金機構からの資格喪失データ確認後の資格取得処理となります。〔図1〕と同様の流れとなります。



- 



チェックリスト

●申請期限

退職日の翌日（資格喪失日）から20日以内。郵送の場合は、20日以内に支部必着。

※やむを得ない正当な理由（天災地変、交通・通信関係のストライキ等）があると認められるときは、提出期限を過ぎても受理される場合があります。

●提出先

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

●添付書類チェックリスト

☐ 保険料の口座振替を希望される方 → 口座振替依頼書^{※1}

☐ **任意** 退職日の確認ができる書類（退職証明書のコピー、資格喪失届のコピー、もしくは資格取得申出書の資格喪失証明欄に記載）

☐ マイナ保険証を利用できない状況にある方^{※2} → 資格確認書交付申請書^{※1}

※1 …協会けんぽホームページからダウンロードできます。

※2 …マイナンバーカードを所持していない場合や、マイナ保険証の利用登録を行っていない場合等

●被扶養者となる方がいる場合に必要な添付書類

	在職時より引き続き被扶養者となる場合		任意継続の資格取得と同時に 新たに被扶養者となる場合
	マイナンバーによる情報照会の 実施を希望する場合	マイナンバーによる情報照会の 実施を希望しない場合	
被保険者と 同居	●添付書類不要（※）	●収入を証明する書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●同居していることを証明する書類
被保険者と 別居	●仕送りの事実と1回あたりの 仕送り額が確認できる書類	●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの 仕送り額が確認できる書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類

※協会けんぽがマイナンバーを未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類の提出が必要になる場合があります。

必要添付書類の例（コピーと指定していないものは原本が必要です。）	収入	無収入の方	●市区町村が発行する直近の課税（非課税）証明等 ※収入が0円であっても、0円である証明が必要です。
		パート・アルバイト 収入のある方	次のいずれか ●市区町村が発行する直近の課税（非課税）証明等 ●直近3ヵ月分の給与明細書（コピー） [60歳未満・月額：108,334円未満] [60歳以上・月額：150,000円未満] ●人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動に係る事業主の証明書※ ※人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加がある場合に添付が必要です。（様式は協会けんぽホームページからダウンロードできます。）
		会社を退職された方	次のいずれか ●離職票（コピー） ●勤務先の発行した退職証明（コピー） ●雇用保険受給資格者証（コピー） ●雇用保険受給資格通知（コピー） [60歳未満・・・月額：3,612円未満] [60歳以上・・・月額：5,000円未満]
		自営業や農業従事者、 不動産収入のある方	●直近の確定申告書（コピー） ※税務署の受付印または電子申請の受付の表示のあるもの。 ※青色申告の場合は「青色申告決算書」、白色申告の場合は「収支内訳書」等、収入の内訳が確認できる書類
		年金収入のある方	●直近の年金額改定通知書（コピー） または ●直近の年金額振込通知書（コピー）
	仕送り	別居している場合	次のいずれか ●銀行振込の控え ●現金書留の控え ●預金通帳（コピー）等 ※年間収入を上回る仕送りが確認できること ※振込者と受取者の名前・金額が確認できること
	同居	同居が要件となる方	●住民票（提出日から90日以内に発行されたもの）（世帯全員の続柄が省略されていないもの）
	続柄	身分関係の確認	次のいずれか ●戸籍謄（抄）本 ●住民票（同居の場合） （提出日から90日以内に発行されたもの）（世帯全員の続柄が省略されていないもの）
		内縁関係の配偶者	●夫婦両方の戸籍謄（抄）本および住民票〔妻（末届）や夫（末届）等の続柄記載があるもの〕 （提出日から90日以内に発行されたもの）（世帯全員の続柄が省略されていないもの）
	海外 在住	被扶養者が海外在住 の方	国内在住で扶養認定を受ける場合の添付書類に追加して、以下の書類もご用意ください ●海外特例要件に該当することを証明する書類 【海外留学をしている学生の場合】査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書（コピー）等 【ボランティア活動その他就労目的以外で海外渡航している方の場合】査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書（コピー）等